

(資料 2)

報告第 9 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和 7 年 3 月 25 日午前 10 時 25 分頃、鴨川市広場 928 番 8 において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）がごみ集積場所に向かって後進中、相手方所有のポールに接触し、同ポールを損傷させたもの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 ポール損傷 148,500 円

（4）過失割合 市 100%

（5）損害賠償額 148,500 円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 148,500 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 7 年 5 月 12 日